



白浜町妊産婦アクセス支援事業のご案内



自宅又は里帰り先から最寄りの分娩取扱施設(※1)まで長距離の移動を要する妊産婦さんの心身の負担や経済的な負担を軽減するため、妊婦健診等に係る交通費や宿泊費の一部を町が助成する制度です。

(※1) 分娩取扱施設とは、その施設で出産までできる病院や診療所、助産所をいいます。
最寄りの分娩取扱施設は、実際通院されている医療機関等と異なる場合があります。

対象となる方

町内に住所のある妊産婦であってそれぞれ下記に該当する方

①交通費

自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設までの距離が20km以上の方

②宿泊費

自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設までの距離が60km以上の方

※上記のほか、ハイリスク妊娠(※2)の場合で、周産期母子医療センター(※3)などの特定の分娩取扱施設に通院、入院が必要な方で、その施設までの距離が20km以上となる方も対象となります。

(※2) ハイリスク妊娠とは、母児のいずれか、または両者に重大な予後が予想される妊娠をいいます。(ハイリスクに該当するかは医師に確認してください。)

(※3) 周産期母子医療センターとは、ハイリスク妊娠での分娩や胎児異常が起こった場合に、高度な周産期医療・新生児医療に対応する施設をいいます。(和歌山県立医大病院、日本赤十字和歌山医療センター等。町長が認めた場合は、県外の医療機関も対象とします。)

助成内容

①交通費

妊婦健診、産婦健診(産後おおむね1箇月後の健診まで)、診療(妊娠・出産に必要な診療)、分娩のために通院・入院した回数に応じて、下記により計算した額

基準単価(表1)×回数(回数の上限は表2)×3分の2

※出産時にかかる交通費について、自宅又は里帰り先から分娩取扱施設までの距離が60km以上の場合、タクシー等により要した費用の8割(その他の移動手段の場合は1kmあたり30円で算出した額の8割)を助成します。(表2の回数から1回減算します)

表1

自宅等から分娩取扱施設までの距離区分	基準単価(1往復につき)	
	公共交通機関	自家用車
20km以上40km未満	2,000円	2,000円
40km以上60km未満	4,000円	3,000円
60km以上80km未満	6,000円	4,000円
80km以上100km未満	7,000円	5,000円
100km以上	10,000円	7,000円

表2

対象となった時期	回数上限
妊娠初期 ~ 23週	17回
妊娠24週~ 35週	13回
妊娠36週~	7回

※多胎妊娠の場合は、それぞれ5回を加えた回数を上限とする。

②宿泊費

出産のために、出産予定日前から分娩取扱施設の近くの宿泊施設に待機宿泊した費用(1泊あたり上限9,000円)から1泊あたり2,000円の自己負担額を差し引いた額(最大1泊あたり7,000円/上限14泊まで)

申請方法について

出産後（産婦健診の通院終了後）、下記の書類を提出し申請してください。

【提出書類】

	妊産婦アクセス支援事業助成金申請書兼請求書
	母子健康手帳の写し（妊婦健診にかかる診療日の記載があること。）
	住民票等の住所を確認できる書類
	振込口座登録をする通帳 又は キャッシュカードの写し（口座確認のため）
	ハイリスク妊娠の場合：特定分娩取扱施設確認書
	母子健康手帳記載の診療日以外がある場合： その分の領収証 又は 診療明細書の写し
	公共交通機関利用の場合：その分の領収証 又は 利用証明書
	宿泊費を請求する場合：宿泊に係る領収証

【申請窓口】

白浜町住民保健課 健康推進室 母子保健係（白浜町中央保健センター内）

申請期限など

【申請期限】

出産した日の属する年度の3月末日までに申請してください。

※ただし、出産が1月の場合は翌年度の4月末日まで、2月の場合は翌年度の5月末日まで、3月の場合は翌年度の6月末日まで申請できます。

【妊娠中に白浜町外へ転出した場合】

出産前に町外へ転出した場合は、転出前の通院等に限り、申請することができます。
この場合は、転出後3か月以内に申請してください。



ご不明な点がございましたら、
下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ>

白浜町住民保健課 健康推進室 母子保健係
☎ 0739-43-0178